

別紙標準様式（第7条関係）

会議録

| | |
|-------|--|
| 会議の名称 | 枚方市防災会議 |
| 開催日時 | 令和4年3月11日（金） 14時00分から 15時15分まで |
| 開催場所 | 市役所別館 4階 第3・4委員会室 |
| 出席者 | <p>議長：枚方市長 伏見 隆 氏</p> <p>出席者：</p> <p>国土交通省近畿地方整備局淀川河川事務所 所長 波多野 真樹 氏 陸上自衛隊第36普通科連隊 運用訓練幹部 安藤 遼平 氏（代理出席） 西日本電信電話(株)関西支店 災害対策室次長 美馬 隆司 氏（代理出席） 関西電力送配電(株)枚方配電営業所 所長 向井 英晴 氏 大阪ガス(株)ネットワークカンパニー北東部地区 支配人 福井 克久 氏 西日本旅客鉄道(株)長尾駅長 村本 淑也 氏 大阪府枚方土木事務所 参事兼地域支援・企画課長 牛山 育子 氏 大阪府枚方警察署 警備課長 椛島 勝 氏（代理出席） 大阪府交野警察署 警備課長 笹部 智也 氏（代理出席） 枚方寝屋川消防組合 消防長 小野 多弘 氏 枚方市消防団 団長 上田 治央 氏 摂南大学理工学部建築学科 教授 池内 淳子 氏 淀川左岸水防事務組合 事務局長 平田 一男 氏 枚方市コミュニティ連絡協議会 副会長 井本 由之 氏 枚方市医師会 理事 吉田 和正 氏 枚方市歯科医師会 副会長 尾川 善信 氏 枚方市薬剤師会 副会長 上羽 敏明 氏（代理出席） 特定非営利活動法人NPO政策研究所 相川 康子 氏 枚方市副市長 長沢 秀光 氏 枚方市副市長 小山 隆 氏 枚方市副市長 清水 秀都 氏 枚方市教育長 奈良 渉 氏 枚方市 上下水道事業管理者 伊藤 竹彦 氏 枚方市 病院事業管理者 宮垣 純一 氏 枚方市 危機管理監 佐藤 伸彦 氏 枚方市 市長公室長 乾口 里美 氏 枚方市 総務部長 藤原 卓也 氏 枚方市 健康福祉部長 竹島 弘光 氏 枚方市 保健所長 白井 千香 氏</p> |

| | |
|--------------------------|--|
| | <p>枚方市 環境部長 川南 裕 氏</p> <p>枚方市 都市整備部長 山中 信之 氏</p> <p>枚方市 土木部長 田村 孝文 氏</p> <p>枚方市 上下水道部長 白石 金吾 氏</p> |
| 欠 席 者 | <p>日本郵便(株)枚方郵便局 局長 今川 敬貴 氏</p> <p>京阪電気鉄道(株)枚方エリア 統括駅長 花岡 敏和 氏</p> <p>一般社団法人 大阪府トラック協会 東北支部 事務長 筒井 康雄 氏</p> <p>大阪府枚方土木事務所 所長 篠田 伸司 氏</p> <p>京阪バス(株)枚方営業所 所長 松澤 寿士 氏</p> <p>公益財団法人 人と防災未来センター 主任研究員 河田 慈人 氏</p> <p>枚方市 市立ひらかた病院看護局長 白石 由美 氏</p> |
| 案 件 名 | <ul style="list-style-type: none"> ・報告案件. 枚方市届出避難所登録制度について ・審議案件. 枚方市地区防災計画制度の運用等について (令和3年度 受理計画) ・その他 |
| 提出された資料等の 名 称 | <ul style="list-style-type: none"> ・次第 ・資料1 枚方市地区防災計画制度の運用/令和3年度 受理計画 ・資料2 地区防災計画作成・提案マニュアル(案) ・資料3 各校区・自治会地区防災計画(計画本体) ・資料4 枚方市届出避難所登録制度について ・資料5 防災会議委員から頂いた事前意見について ・参考資料1 枚方市国土強靱化地域計画の進捗状況について ・参考資料2 枚方市防災ガイド&防災アプリ/自動音声配信電話事業 |
| 決 定 事 項 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域が提案する地区防災計画の審議のフロー及び市の地域防災計画への掲載手順について決定された。 ・各校区・自治会から提出された地区防災計画について審議し、承認された。 |
| 会議の公開、非公開の別 及び非公開の理由 | 公開 |
| 会議録の公表、非公表 の別及び非公表の理由 | 公表 |
| 傍 聴 者 の 数 | 2人 |
| 所 管 部 署 (事 務 局) | 危機管理室 |

開会

司 会

お待たせをいたしました。

それでは、定刻になりましたので、令和3年度枚方市防災会議を開催いたします。

本日は、大変お忙しい中 枚方市防災会議にご出席いただき、誠にありがとうございます。

私は、本日の司会をさせていただきます危機管理室の内山と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日、3月11日は東日本大震災が発生してから11年になります。

2時46分に、庁内放送で黙祷の呼びかけが予定されておりますが、議事を中断することが難しいため、会議に先立ち、震災にて犠牲になられ方々のご冥福を祈って、黙祷をささげたいと存じます。皆様、恐れ入りますが、ご起立をお願いします。

黙祷・・・ありがとうございました、ご着席ください。

それでは、開会にあたりまして、枚方市防災会議 会長の伏見枚方市長より、ご挨拶を申し上げます。それでは、伏見市長よりよろしくお願いいたします。

伏見市長挨拶

本日は、大変お忙しい中、令和3年度枚方市防災会議にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

昨年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で、やむを得ず書面会議としましたが、今年度はオンライン会議システムの活用などの対策をとることで、2年ぶりに開催することができました。

さて、新型コロナウイルス感染症への対応は、変異ウイルス「オミクロン株」による感染の急拡大で今年に入り緊迫した状況が続いており、本市では、対策の要であるワクチン接種のスケジュールを前倒しし、2回接種後6カ月で3回目の接種を実施しているところです。

また、コロナ禍において自然災害が発生した時に、感染症と災害による被害をいかに防ぐかという課題については、避難所における新型コロナウイルス対応方針やマニュアルの整備に加え、衛生資機材の配備・避難所開設訓練の実施などに取り組んでおります。

後ほど、事務局から説明がありますが、避難所の過密を抑制するには、市が指定する避難所だけでなく、在宅での避難、友人・知人宅への避難、自治会館等への避難など、避難行動を分散させることが重要であるとされています。

このような状況の中で、本市では、今年度から自治会などが地域の集会所を避難所として活用する場合に、物資等を事前に提供する「届出避難所制度」を新設しました。

今回の会議では、校区自主防災組織や「届出避難所制度」を利用している自治会から提出のあった「地区防災計画」について、その内容等についてご審議いただきたいと考えております。

委員の皆様には、専門的な知識と幅広いご見識のもとに、忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げますとともに、本市の防災対策の推進にご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます、開会に際しましてのご挨拶とさせていただきます。

司 会

ありがとうございました。

本日の会議進行についてですが、会場にお集まりの委員の皆様におかれましては、基本、お手元のタブレットにて資料の説明をさせていただきます。説明者がリモートでタブレット操作をしますので、皆様の方で複雑な操作をしていただく必要はありません。

WEBでご出席の委員の皆様におかれましても、画面共有で資料の説明をさせていただきます。必要に応じて、先日メールでお送りした資料をご覧くださいと考えております。よろしくお願いいたします。また、カメラオン、ミュートでの会議参加をお願いします。

続きまして、本日ご出席をいただいております委員の皆様のご紹介を申し上げます。ご紹介につきましては、多数ご出席いただいておりますので、お手元にお配りしている次第裏面の出席者一覧にてご紹介に代えさせていただきますが、今年度より、審議をさらに充実させるため、一般社団法人 大阪府トラック協会 北東支部から筒井事務長様、人と防災未来センターから河田主任研究員様、特定非営利活動法人 NPO 政策研究所から相川専務理事様、本市の清水副市長、乾口公室長を新たに委員に委嘱させていただいたことを報告させていただきます。

席欄にWEBの表記がある委員が、オンラインによりご出席の委員になりますが、枚方土木事務所の牛山委員については、WEB会議の出席に変更されましたので、よろしくお願いいたします。

それでは、案件に入らせていただきますが、議長につきましては「枚方市防災会議条例施行規則」第2条の規定によりまして、枚方市防災会議の会長であります伏見市長が務めさせていただきます。議長よろしくお願いいたします。

議 長（伏見市長）

では、これより、案件について審議を行いたいと思います。議事に入る前に、事務局に本会の成立について報告を求めます。

事務局（危機管理室）

ご報告申し上げます。

委員定数40名中33名のご出席をいただいておりますので、半数以上に達しておりますので、枚方市防災会議条例施行規則第3条に規定する要件を満たしており、本会が成立しておりますことをご報告いたします。

なお、この会議につきましては、これまでと同様、「枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程」に則り、会議は公開とすることとし、会議録を作成、公表していくことということでよろしいでしょうか？

特に異議がないようですので、会議は原則公開、会議録は公表という形をとらせていただきます。

なお、本日は2名の方が傍聴にいられています。あらかじめご了承ください。

議 長（伏見市長）

それでは、「報告案件、枚方市届出避難所登録制度について」事務局に内容等の説明を求めます。

事務局（危機管理室）

それでは、資料の説明に入らせていただきます。

案件内容に移らせていただく前に、会議目的の共有をさせていただきます。

今回の会議の目的は2つあります。1つ目は、地域が提案する地区防災計画の審議のフロー及び市の地域防災計画への掲載手順の決定になります。

2つ目は、提出のあった地区防災計画が、本市の地域防災計画の内容と齟齬がないかを実際に審議していただき、問題がなければご承認いただくこととなります。

なお22の校区・自治会から計画の提出を受けていることから、今回は事務局側で事前にチェックし、その概要を報告させていただき、審議をいただきたいと考えておりますのでよろしくお願いします。

それでは、届出避難所登録制度についてご説明をさせていただきます。

今年度、提出のあった地区防災計画のうち、この制度への登録と併せて計画を提出していただいているケースが過半数を占めるため、地区防災計画の審議に入る前に、こちらの制度から説明をさせていただきます。届出避難所登録制度の概要は記載のとおりです。繰り返しになりますが、届出する際に、自治会として、自治会館をどう避難所として運用するのか、そのルールを地区防災計画に取りまとめ、提出してもらうこととしています。

なお、届出避難所の届出を受けた市は、避難所開設キットを事前提供するなどにより、物的な支援を実施しています。

届出避難所制度の目的は主に3点です。

1つ目は、避難所の過密抑制、2つ目は地区防災計画作成による防災力の向上、3つ目は避難の利便性の向上になります。

届出避難所制度を申請するにあたっては、自治会が自力で運営できる体制の構築を求めています。

そのため、開設対象とする災害、開設のタイミング、開設したことの周知方法、受入対象者の基準、安否確認と避難支援等について、自治会で議論してもらい、事前に決めてもらうこととしています。

市としても地域の動きを把握したいため、その内容については地区防災計画として提出をしてもらうことにしています。

実際に東山1丁目・東船1区・樟南自治会から提出いただいた地区防災計画をご紹介します。位置的には、船橋川に隣接している地域です。

基本情報、発生しうる災害リスクを書いてもらい、先ほどご説明した運営のルールを決めてもらっています。市が開設する小学校の避難所で過密が生じた場合や、要配慮者が避難してきた場合に開設するスペースとして位置づけているところが、この自治会の特色となっています。

地図でご覧いただくと、その理由が分かるのですが、小学校のすぐ傍に隣接している自治会館になるため、このような運用形態を取ることにしたと、自治会長からは伺っています。

報告案件 枚方市届出避難所登録制度については、以上になります。よろしくお願いします。

議 長 (伏見市長)

それでは、只今の事務局からの説明につきまして、何かご質問、ご意見等がありましたらお願いします。

分散避難等をさらに推進するため、この届出避難所登録制度を、より利用しやすいものにしていきたいと考えております。お気づきの点などございましたら、会議後でも結構ですので事務局までご連絡ください。

議 長（伏見市長）

それでは次に、「審議案件、枚方市地区防災計画制度の運用等について（令和3年度 受理計画）」について、事務局に内容等の説明を求めます。

事務局（危機管理室）

それでは、審議案件「枚方市地区防災計画制度の運用等について（令和3年度 受理計画）」のご説明を申し上げます。内容説明をさせていただく前に、地区防災計画とはそもそも何なのかについて、少し触れさせていただきます。

地区防災計画は、災害対策基本法及び本市の地域防災計画に位置づけされております。地区防災計画を一言で言いますと、地域が自ら取り組む防災の活動や避難ルールについてとりまとめたものであり、様式や内容も地域の創意工夫によって様々な形を取ることが可能です。また、災対法では「地域がこの地区防災計画を防災会議に提案することができる」とされており、事務局としましても防災会議において地区防災計画を審議いただくことで、地域と行政の連携の質を高めることができると考えております。

実際に地区防災計画を受理してから、その内容の審議についてどのように防災会議が関わっていくのか、市の地域防災計画とどう連携するのかについて、事務局側で整理をさせて頂いております。

地域から地区防災計画の相談を受けた場合は、市の危機管理室においてその作成の支援を実施するとともに、市の地域防災計画と齟齬がないかをチェックします。

その後、地域から計画案の提出を受けた後、防災会議で審議をしていただくことが望ましいと事務局では考えております。

また、今回のように地区防災計画の提出数が多い場合、防災会議の中で個々の計画を精査することは現実的に難しいため、各委員の皆様にはそれぞれの計画を事前資料という形でお送りし、会議当日は事務局側でチェックした結果をベースに審議するという形をお願いしたいと考えています。

本日審議頂き、了承が得られれば、地域防災計画に掲載を進める予定です。

但し、地区防災計画をそのまま地域防災計画に掲載することはページ数の問題から不可能であるため、一覧で掲載し、計画本体は市のホームページにアップするという形を考えております。

この流れは、委員の皆様既に送付させていただいているマニュアルで詳細を記載しており、後ほどそちらの資料でもご確認をいただければと思います。

冒頭にお伝えした会議目的の1つであります、地域が提案する地区防災計画の審議のフロー及び市の地域防災計画への掲載手順については、以上になります。

引き続き、もう1つの目的であります、地区防災計画の内容審議についてご説明させていただきます。

今年度、提出のあった地区防災計画につきましては、主に2つのタイプで計画提出がありました。

1つは、全体版（地域提案型）として、地域がその自主性にに基づき、取り組むべき課題や対応方法を自由に決定し、地区防災計画としてまとめたものになります。もう1つは、テーマ特化型になります。先ほど説明しました届出避難所制度に基づいて、その運営ルールや開設基準、受入対象者等を地域でまとめ、計画として提出を受けたものです。

では、参考事例として、実際に地域がどのように地区防災計画の策定作業をされたのかについて、情報共有いたします。策定の流れは地域によって様々であり、今回ご紹介するのは、グループワークやまち歩きの結果を積み上げて計画策定に至った、小倉校区の事例になります。

令和2年11月に、市内の全校区自主防災組織を対象に、地区防災計画をテーマとした講演会を実施しました。講演会と合わせて、市が地区防災計画についてどのような思いを持っているのかをお話させていただき、地域からもたくさんのご質問をいただきました。

今回ご紹介している小倉校区では、この講演会后、自主防災会が中心となって、地区防災計画の策定に取り組むことを決定しました。

小倉校区では、まずハザードマップを活用して、校区にどのようなリスクがあるかを確認することからスタートしました。校区における在宅避難が可能なエリアと、立退き避難しなければならないエリアを整理しました。次に、実際に立退き避難するにあたって、要配慮者の方の場合ではどれくらい時間がかかるのか、車いすでの避難にはどういった問題があるのかなど、実際にまち歩きをしながら課題の洗い出しに取り組みました。

実際の避難経路には、ブロック塀があったり、歩道と車道が分離されていない箇所があったり、車いすでは線路の段差にハマってしまう等のリスクがあることが判明しました。

また、大阪府の支援を受けながら、地区防災計画策定のためのワークショップを開催し、その中で一定の合意形成ができたことや方向性が出たものについては、地区防災計画として落とし込みをされています。

本来であれば、小倉校区と同様に1件ずつ内容説明をさせていただくところですが、審議時間が非常に長くなってしまったため、事務局側で内容の事前確認をさせていただき、ポイントをまとめております。今回は、それをベースとして審議いただきたいと考えております。

事務局側で、チェックしているポイントは、資料記載の1～14のポイント及び内閣府のガイドラインで示されている、地区防災計画に含めることが望ましいとされている3つのポイント。そして、それぞれの項目が、本市の地域防災計画と整合しているかでチェックをかけております。チェックリストと実際に地区防災計画で記載されている、その地域のユニークな取り組みにも少し触れさせていただきます。

なお、それぞれ地区防災計画の詳細については、出欠確認時に事前に委員にお配りさせていただいておりますので、必要に応じて後ほど内容詳細のご確認をよろしく申し上げます。

事務局側でチェックした、全体版の計画一覧です。校区単位で作成している計画は7つになります。同様に、自治会単位で全体版の地区防災計画を策定しているのは2つあり、市として提出を受けているのは合計9つになります。

樟葉南の地区防災計画になります。市の地域防災計画と整合が取れていることを事務局で確認しています。樟葉南校区では、地域全体で避難の流れを決めることに注力しています。安否確認、集団避難、自治会ベースで避難者名簿をつくり、住居に被害がなければ積極的に在宅避難に移行する仕組みを考えています。

津田南校区の地区防災計画です。市の地域防災計画と整合が取れていることを事務局で確認しています。

津田南校区では、避難ルールに注力されています。自治会の班単位で整理しています。集会所や公園に集合、点呼した後、集会所に避難。自治会未加入者についても、一定取り決めをされています。

船橋校区の地区防災計画になります。市の地域防災計画と整合が取れていることを事務局で確認しています。船橋校区では安否確認に注力しています。黄色い小旗作戦と題して、校区内の全世帯に旗を配布し、安否確認のルールを設定されています。ルールを設定するだけではなく、毎年訓練も実施しており、校区の全世帯の約半分程度が訓練に参加しています。

菅原東校区の地区防災計画になります。市の地域防災計画と整合が取れていることを事務局で確認しています。菅原東校区では、避難所における体育館のレイアウト整理に注力されています。実際にコロナ禍を想

定した避難所開設訓練にも取り組まれています。

先ほど、ご覧いただいた小倉校区です。こちらも、地域防災計画と整合していることを確認しています。

春日校区の地防災計画になります。市の地域防災計画と整合が取れていることを事務局で確認しています。大規模災害時に電話等が断線した場合、在宅避難している自治会員と、避難所との間での情報伝達が困難になります。その問題を解決するため、春日校区ではバイクレスキュー隊を立ち上げています。

牧野校区の地区防災計画になります。市の地域防災計画と整合が取れていることを事務局で確認しています。牧野校区では、大規模災害時における避難所開設に加え、小規模災害時における感染症対策にも力を入れています。資料の写真は、計画上で整理している、健康な方と体調不良者との動線の区分けルールになります。

西船橋自治会の地区防災計画になります。地域防災計画と整合が取れていることを事務局で確認しています。西船橋自治会でも、安否確認に注力しており、各班長が点呼の後、避難する形を構築しています。

くずは並木自治会の地区防災計画になります。地域防災計画と整合が取れていることを、事務局で確認しています。くずは並木自治会ですが、こちらも安否確認に注力しています。地区防災計画の中に、安否確認の訓練要領を入れ込んでいます。

以上が、全体版（地域提案型）で本市に提出があった地区防災計画になります。

次に、テーマ特化型の地区防災計画についても、ご説明させていただきます。冒頭で説明した、自治会館を避難所利用するにあたって、地区防災計画を策定した、自治会等になります。

先ほどご覧いただいた、東山1丁目・東船橋1区・樟南自治会と同様のフォーマットで作成していただいている地区防災計画になります。審議いただくほどの大きな違いがないため、こちらは、自治会名、開設基準、どの災害で開設するのかについての概要説明とさせていただきます。概要は一覧のとおりです。全部で、13の自治会から提出を頂いております。浸水想定区域内にある、自治会については大雨時には、自治会館を避難所利用しないようお願いしています。

審議案件「枚方市地区防災計画制度の運用等について（令和3年度 受理計画）」は以上になります。

本日審議いただき、了承が得られれば、本市の地域防災計画への掲載作業に入りたいと考えておりますので、よろしくをお願いします。

議 長（伏見市長）

ただいま、事務局の方から説明をいただきましたが、本件は審議案件ですので、ご質問、ご意見等の後、表決を取らしていただきますのでよろしくお願いします。

それでは、事務局からの説明につきまして、ご質問、ご意見等がありましたらお願いします。

委 員（相川委員）

地区防災計画については、策定するプロセスとPCDAを回すことに意義がありますので、今の段階で表現等のあら探しをするべきではないと思っておりますが、気になる傾向について4つほど申し上げます。

1点目は、ハザードマップを確認しましたところ、枚方市は浸水リスクの高い地域が多いにもかかわらず、いくつかの地域では地震を想定した訓練しか実施されていないように見受けられます。地域防災計画に位置

付けてからでも、市の方で水害対応の充実にに向けた誘導をされた方が良いでしょう。

2点目は、これが一番大事なのですが、安否確認についてです。確かに書式は整っているのですが、安否確認を行う人たちが、果たしてその狙いや報告のタイミングについて、しっかりイメージできているのかどうか。枚方市の話ではありませんが、訓練ばかりしていると「報告は全員が揃うまで待ってから行うもの」と思い込んでおられる人がいるなど、「いつ」「どのタイミング」で「どこに」報告するのかが、浸透していないケースが散見されます。安否確認は、いかにして行方不明者を早く捜すかが狙いですから、例えば発災時から一定の時間になれば必ずどこどこに報告する、など行政の方からお伝えした方が良いでしょう。

3点目は、安否確認とも関連しますが、避難の長期化の想定です。安否確認用の黄色い旗の取り組みは、従来は「お手本」とされてきたのですが、分散避難が推奨され、在宅避難が長期化しがちな現在では、別の手法と組み合わせる必要があります。とくに風水害は、前もって離れた場所にある親戚や知人宅等に行くことも推奨されているので、滞在場所をあらかじめ報告しておく仕組みが必要です。また「震災時には目安として3日間程度は掲示」となっていますが、最近の大災害では1～2週間、場合によっては1ヶ月ほどライフラインが止まった中での在宅避難生活を強いられる場合もあります。関連死を防ぐためには、1回だけの安否確認では不十分で、定期的な確認や巡回が必要です。地区防災計画の実践の中に、できれば関連死を防ぐ見守り活動なども組み入れていただきたいところです。

4点目は、自治会未加入者の対応についてです。自治会を中心に計画を作成されていますが、自治会未加入者への対応を明記されている計画もあれば、そうではないものもある、というのが少し気になります。指定避難所は、そこに避難された方だけでなく、在宅避難者も含めた地域防災拠点として位置付けられています。自治会に加入していないからといって物資を渡さない、などといったことがないように、地区防災計画を認定する際には、公共性というか未加入者に対する寛容さについてご確認いただけたらと思います。

いま、申し上げたことは運用上の課題ですので、各地区の計画を市の地域防災計画に位置づけることに関して反対、という訳ではありません。以降、行政が上手に誘導していただきたいという意見です。

議 長（伏見市長）

ご意見ありがとうございます。非常に専門性のある適切なお意見をいただきました。今後、地域との様々なコミュニケーションの中で、そういった誘導の方を行っていきたいと思います。

それでは、他にご意見はございますでしょうか。

委 員（白井委員）

災害時の避難方法等について計画を立て、訓練も実施していただいているところではありますが、現在、新型コロナウイルス感染症が非常に大変な状況となっています。災害時のパンデミックといった複合災害にどう対応していくのか、また、そういった状況ではなくても、先程もご意見がありましたように、避難している間に体調を崩されて、様々な感染症に感染するリスクについても考えておかなければならないと思います。今後の計画策定の中で、そういった状況への配慮や検討をお願いしたいと思います。

次に、計画の中や自治会活動の中に、若者世代をどう参画させていくのか、人材の育成についても検討が必要ではないでしょうか。阪神淡路大震災や東日本大震災などでもそうでしたが、大規模災害時には、若い人達の力というのはやはり重要となってきますので、これからの課題ではあると思いますが、どう考えておられるのかを教えてください。

議長（伏見市長）

ご意見ということでよろしいですか。

委員（白井委員）

追加のご説明をお願いできますでしょうか。

議長（伏見市長）

それでは、事務局の方で何かありますでしょうか。

事務局（危機管理室）

地区防災計画につきましては、今回提出いただいている内容が完成形だとは思っていません。継続的に校区の方や自治会の方も活動をされていますので、ご意見をいただいた感染症の部分につきましては、計画に明記されている校区もありますが、そうではない校区もありますので、そういったところはサポートしていきたいと考えています。もう一つの若者をどう地域に取り込んでいくのかについてですが、過去、地域活動の中で、例えば、餅つき大会と防災訓練を一緒に抱き合わせで実施することで、子育て世帯の方にも防災訓練に参加していただくといった活動を行っていましたので、そういった事例や内容を事務局の方でも共有していけたらと考えています。

議長（伏見市長）

よろしいでしょうか。感染症への対応と人材育成についてのご意見をいただきましたが、これにつきましても、地域活動や計画などそれぞれ参考になる点がありますので、今後の地域との協議の際には意見交換等を行い、こういった課題の解決に向けて調整を図っていただきたいと思います。

他にご意見等はございますでしょうか。

それでは、ご意見等ございませんので表決に移らせていただきます。本案件について、承認いただける委員の方は挙手をお願いします。WEB参加の委員の皆様も、お手数ですが挙手をお願いします。

賛成が過半数に達しておりますので、事務局の説明のとおり進めさせていただきます。

議長（伏見市長）

それでは、案件の「その他」について、事務局より説明、報告をお願いします。

事務局（危機管理室）

それでは、案件の「その他」について、ご説明を申し上げます。

昨年度、書面会議でご意見を頂戴した、枚方市国土強靱化地域計画について、その進捗の概要をご報告させていただきます。

国土強靱化地域計画では、大規模災害が発生した場合の本市の脆弱性を34リスクに特定しています。この34のリスクに対して、個別施策を実施することで市域の強靱化を進めていくことが、計画の大きな目的となっています。

本市の国土強靱化地域計画の構成とその抜粋になります。先ほど申し上げた、34の脆弱性に対して具体的な個別施策を展開していくという構成になっています。

例えば、脆弱性1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生というリスクに対しては、市有建築物の耐震化、避難所運営体制の確立、学校の耐震対策、民間ブロック塀等の安全対策などが個別施策として挙げられています。

PDCAを回しながら、市域の強靱化を進めるため、個別施策の進捗状況を指標値ベースで取りまとめています。令和2年度は、計画で設定した46の指標のうち、10指標で数値が上昇し、横ばいが31、下降が5という実績となりました。

近日中に、枚方市ホームページに詳細内容をアップロードする予定としておりますので、お時間のあるときに、ご確認をしていただければ幸いです。

以上、概要になりますが、本市の国土強靱化地域計画の進捗についてのご説明となります。なお、令和3年度に枚方市ではハザードマップの刷新や、公式LINEに防災機能を追加や、固定電話に直接避難情報を架電する、自動音声配信電話サービスを開始しました。お時間があるときに、資料をご覧くださいますようお願いいたします。

本市で今年度取り組んだ防災施策についてですが、お手元の黄色い冊子をご覧ください。WEBで参加されている委員の皆様は画面共有させていただきますので、よろしく申し上げます。

枚方市の災害リスクを地図に落とし込んだ、防災ガイドを約7年ぶりに全戸配布しました。簡単ではありますが、本市における災害リスクの概要や、変更点を紹介します。今回、防災ガイドを全戸配布した理由の1つは、府の管理河川である穂谷川・天野川・船橋川の降雨想定が変更になったためです。

これまでの200年に1回降るかどうかの想定から1000年に1回降るかどうかの豪雨を想定とした、浸水のシミュレーションになり、雨量についても時間雨量83ミリから115～147ミリに増えたため、浸水が想定される面積も大きく増えることになりました。洪水が発生した場合、枚方市において浸水が発生する可能性がある河川は6河川となり、河川毎の浸水継続時間も掲載しています。場所によっては、浸水が3日以上継続すると想定されています。また、市内にある土砂災害警戒区域は171箇所あります。

枚方市において、発生が予測されている地震は2つあり、1つが南海トラフ巨大地震で、最大震度は6弱。被害想定は表のとおりです。もう一つが、生駒断層帯よる直下型地震で、こちらの予測最大震度は7になります。被害想定は記載のとおりで、約4万7千人の避難所生活者が発生すると予測されており、この数が本市の災害備蓄の根拠の1つになっています。日本全国には約2000の活断層あり、枚方市にも表のとおり活断層が存在します。120ページにマイタイムラインのフォーマットを載せており、防災の講演会等で普及啓発に努めているところです。

以上が枚方市防災ガイドの要点となります。

令和3年度に実施した防災の取り組みについてもご紹介させていただきます。お手元のチラシをご覧ください。昨年7月に市の公式LINEを拡充し防災メニューを追加しました。避難所の開設情報や、避難情報の発信にもLINEを活用しています。情報伝達のデジタル化を進める一方で、アナログな手法による伝達方法も増やしており、8月には固定電話に直接避難情報を架電する、自動音声配信電話サービスを開始し、スマートフォンなどをお持ちでない方にも同様の避難情報をお伝えできるように取り組みを行っております。

案件の「その他」につきましては、以上になります。よろしくお願いします。

議 長（伏見市長）

それでは、ただいまの事務局からの報告につきまして、何かご質問、ご意見等がありましたらお願いします。

ご意見等ないようですが、お気づきの点などございましたら、会議後でも結構ですので事務局までご連絡ください。

議 長（伏見市長）

これで予定しておりました案件は、全て終了いたしました。
せっかくの機会ですので、案件以外にも何かご意見等がございましたら、お願いします。

委 員（井本委員）

防災ガイドの中に国土地理院が発表している断層帯は掲載されていないようですが、掲載しない理由としては、掲載すると差し支えがあるから掲載しないのでしょうか。といたしますのは、地域の災害情報誌などで地域的な災害特性として、断層帯を載せるべきかどうかで迷っています。枚方市の防災ガイドに載せていないということは、何らかの問題があるということでしょうか。

議 長（伏見市長）

これにつきましては、先程、事務局からの説明でありました、防災ガイドの20ページに掲載をしています。田口断層、交野断層、枚方撓曲がそれになるかと思えます。

委 員（井本委員）

これは明確に書かれた活断層ということでしょうか。

議 長（伏見市長）

もっと詳しい活断層図が必要ということでしょうか。

委 員（井本委員）

地域の特性として詳細な活断層図を載せたいと思っているのですが、やはり問題があるのでしょうか。

議 長（伏見市長）

事務局の方、どうでしょうか。

事務局（危機管理室）

災害のリスクを載せるということですので、浸水想定区域や土砂災害警戒区域もそうですが、そこに住まわれている方にとっては、非常にセンシティブな問題にはなります。しかし、命を守るという意味合いでも

載せていく必要があります、法的にもそういうことが明記されていますので、市としてもハザードを掲載しているということになります。

防災ガイドの活断層図につきましては、こちらは国土地理院の方で公表されているデータを見やすいようにして掲載している状況になりますので、国土地理院の方でまた新しい活断層が判明したりした場合には、事務局の方で掲載をしていきます。なお、国土地理院が公表している活断層図はホームページでも公表されているというのが現状になっています。

議 長 (伏見市長)

よろしいでしょうか。また地域の方でいろいろと計画を立てられたり、追加をされたりされる際には事務局の方にも相談をいただきまして、より実用性のある計画にさせていただければと思います。

他にご意見等はございますでしょうか。

それでは、ご意見等もないようですので、マイクを司会に返させていただきます。ご協力ありがとうございました。

司 会

ありがとうございました。それでは、委員の皆様におかれましては、今後も引き続き本市防災行政に対するご理解・ご協力・ご指導をよろしくお願いいたします。

それでは、これもちまして令和3年度枚方市防災会議を閉会させていただきます。本日はお忙しい中ご出席をいただき、ありがとうございました。